

原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第91号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間 泰広委員長。

(赤間 泰広総務常任委員長登壇)

○赤間 泰広総務常任委員長 おはようございます。

それでは、総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和元年9月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第92号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、今泉地区の一部について国土調査法に基づく地籍調査事業を実施したところ、従来定めていた字の区域が、長い年月の移り変わりにより現状にそぐわない区画になっていたことから、現地調査の結果を踏まえ、地籍調査事業実施区域の字の区域及び名称を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今回新たに本地二と名称変更した区域の中に、従来本地一とされてきた区域が含まれているが、本地一ではなく

本地二とした理由は何かとの質疑がなされ、農林課長からは、今年度一筆調査を行っている区域について、今後本地一と名称変更する予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、本議案が可決された場合、その効力はいつから発生するののかとの質疑がなされ、農林課長からは、土地の所有者による閲覧作業の後、県を通し国に対して認証の請求を行う。国による審査の結果、認証の証書が本市に到着した日をもって本議案の効力が発生するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、土地の登記書、字切図、全部事項証明書等も同時に変更されることになるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、それぞれの土地について、請求のあった書類については、変更後の内容で交付されるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、土地の所有者等、関係者に対する十分な周知が必要と思うが、その方法についてはどのように考えているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、市報に掲載するほか、閲覧等の際に随時説明を行っていくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 長井市行政不服審査法施行条例及び長井市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号 長井市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る

措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、提案されたものがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、支給審査委員会は前もって設置されるのか、それとも災害発生の都度設置されるのか。また、その運営規則等については別に定めるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、実際に災害による被害が生じ、災害弔慰金の支給の必要が生じた場合に設置されることになる。運営規則等については、必要に応じて今後定めるとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正を踏まえ、所要の改正をするとともに、字句の修正及び条文の見直しをするため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、本市の消防団員が市外に転出した場合、これまでは退団という取り扱いをしてきたのかとの質疑がなされ、消防主幹からは、団歴そのものは継続して、所属する消防団を変更するという取り扱いをしてきたとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、今後は、市外に転出した

ものの長井市内に勤務している等の場合、どの消防団に所属するか、本人の意思で決定することができるようになるのかとの質疑がなされ、消防主幹からは、本人の意思が最優先されるが、地元消防団の幹部等とも十分に相談の上所属先を決定してほしいとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第92号 字の区域及び名称の変更についてから、日程第8、議案第103号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第92号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。よって、議案第92号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第95号 長井市行政不服審査法施行条例及び長井市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第96号 長井市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第101号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第103号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美委員長。

(金子豊美文教常任委員長登壇)

○金子豊美文教常任委員長 令和元年9月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第93号 長井市学校給食共同調理場整備等事業に係る契約の締結について申し上げます。

本案は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、事業契約を締結するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、契約金額について、提供給食数、物価または金利の変動により増減が生じるとあるが、毎年見直しをする契約なのか。見直しのタイミングはいつかとの質疑がなされ、学校給食共同調理場長からは、年に1回見直すことになっており、9月から10月ごろに双方の協議の上改定する契約であるとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号 長井市置賜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市置賜生涯学習プラザの管理について、指定管理者制度を導入するに当たり所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理者制度導